

中小企業・個人事業者向け支援事業

地域企業経営支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策等に取り組みながら事業継続を行えるよう、減収幅に応じて感染対策等に係る経費を支援します。

『**新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言**（令和3年8月12日発出）』に伴う経営への影響拡大を踏まえ、本支援金の**上限額を引き上げます。**

本支援金の支援金額の算定にあたり、上記緊急事態宣言期間を含む場合、

1 店舗当たりの上限額 30万円 ⇒ **40万円**
1 事業者当たりの上限額 150万円 ⇒ **200万円**

- ※ 緊急事態宣言発出以降の申請であっても宣言期間を含まない期間での申請の場合は上限額は引き上げにはなりません。
- ※ 既に本支援金の支給を受けている場合には、宣言期間を含む期間での変更申請が可能です。

地域企業経営支援金とは？

令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、いずれか
1か月の売上が前々年同期比50%以上減少、または連続する3か月の売上が前々年同期比**30%以上減少**している対象業種を営む中小企業者の方が対象となる支援金です。

- ※ 対象業種については裏面を参照してください。
- ※ 支援金の額の算定においては、今年度と前々年度の連続する3か月間同士の比較を行います。
- ※ 令和2年11月から令和3年3月を対象とした支援金とは別の事業です（併給可）。
- ※ 本事業は県の予算を活用し、商工団体が実施します。

【申請期限】

令和4年**3月31日（木）**まで（当日の消印有効）

支援金の申請にあたっては、**募集要項を御確認の上申請してください。**募集要項や申請様式は商工会議所及び商工会のHPからダウンロードしてください。



岩手県 地域企業経営支援金

検索 

【本支援金に関するお問合せ先】 地域企業経営支援金事務局 **019-654-2390**

【申請先】 店舗・事務所が所在する**商工会議所及び商工会**

※ 本支援金は、商工会議所・商工会の会員でなくても申請できます

【新型コロナウイルス対策】地域企業経営支援金支給事業

【対象業種 一覧表】

大分類	中分類
G (情報通信業) の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H (運輸業、郵便業) の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I (卸売業、小売業)	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J (金融業・保険業) の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業 (保険媒介代理業、保健サービス業を含む)
K (不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M (宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N (生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育, 学習支援業
P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R (サービス業) の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類 (平成21年3月23日告示第175号 (平成25年10月改定))」に基づく分類

申請にあたっての注意！

- ・ 自社/ご自身が支援金の対象になるかは、募集要項をご確認いただくとともに、**不明な点があれば地域企業経営支援金事務局 (電話番号表面記載) へ確認**を行ってください。
- ・ 詳細については、**必ず募集要項を確認**してください。